

三沢市視覚障がい者等の読書環境の整備の推  
進に関する計画  
(三沢市読書バリアフリー計画)

## 目次

1 趣旨.....	2
2 計画期間.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の対象.....	3
5 現状分析及び課題.....	4
6 基本方針と施策の構成.....	6
7 基本的施策の概要.....	7
8 推進体制と取組内容.....	8
参考：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	10

## 1 趣旨

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)が令和元年〔2019年〕6月に施行されました。

読書バリアフリー法は、視覚障がい者等<sup>1</sup>の読書環境の整備を行うことで、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的に制定されています。

このうち、読書バリアフリー法第5条では、「地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

また、第8条では、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされており、それぞれの地方公共団体が計画を定めることで、全ての地域で効果的な読書環境の整備がなされることを目指すものとなっています。

このことから、三沢市においても、『三沢市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画』(三沢市読書バリアフリー計画)を策定します。

なお、本計画の推進については、読書バリアフリー法以外にも、関連する法令、計画等との連携により相乗効果が得られるように運用します。

## 2 計画期間

令和6年度〔2024年度〕から令和11年度〔2029年度〕までの6年間とします。

本計画は、特に市が別に定める『三沢市障がい者計画』と連携して推進する必要があり、両計画の整合性を保つため、同じ計画期間を設定します。

---

<sup>1</sup> 読書バリアフリー法第2条第1項では、「視覚障害者等」とは、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者であると定義されています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、読書バリアフリー法に基づき、三沢市における視覚障がい者等の読書環境の整備を推進するために定めるものです。

また、視覚障がいを持つ方のみに対象を絞るものではないことから、今後は、別に定める三沢市障がい者計画等との統合も視野に入れ、本計画の計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の対象

本計画は、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由、その他の障がいによって視覚による表現の認識が困難な方を主な対象としています。

この一方で、視覚障がい者以外の、読書や図書館利用に困難を伴う方をはじめ、全ての地域の方が利用しやすい読書環境の整備を行う必要があります。

このことから、計画の対象者として身体障害者手帳の所有の有無を問うものではなく、全ての市民を計画の対象にします。

## 5 現状分析及び課題

市の視覚に障がいを持つ方の状況、市の読書活動の中心的役割を担う三沢市立図書館(以下、「市立図書館」と記載。)における機器整備の状況を記載します。

### 5-1 視覚に障がいを持つ方の現状

市には、視覚障がいにより身体障害者手帳を保持する方は1,171人であり、このうち、視覚障がいを持つ方は、67人です(令和5年〔2023年〕3月末現在)。

また、身体障害者手帳を保持していない場合でも、書籍を持つことやページをめくることが難しい方、通常の活字サイズでは読書が難しい方など、読書が困難な方もおられます。

さらに、今後は高齢化の進展により、読書活動を行うことが難しい方の増加、ニーズの多様化なども想定されます。

(種類別の身体障害者手帳の交付状況)

障害名	年	2019	2020	2021	2022	2023
		(H31)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)
視覚障害		76	77	75	69	67
聴覚障害		94	91	93	86	90
平衡機能障害		0	0	0	0	0
音声機能障害		12	10	11	10	8
言語機能障害		2	1	1	1	1
そしゃく機能障害		1	1	1	2	1
肢体不自由		696	671	654	633	609
心臓機能障害		247	238	247	242	240
腎臓機能障害		75	70	72	69	72
呼吸器機能障害		18	19	15	13	9
膀胱直腸機能障害		66	73	71	72	69
小腸機能障害		0	0	0	0	0
免疫機能障害		2	1	1	2	3
肝臓機能障害		2	2	2	2	2
計		1,291	1,254	1,243	1,201	1,171

## 5-2 市立図書館の現状

視覚による表現の認識が困難な方が読書を行うには、以下に掲げるアクセシブルな書籍<sup>2</sup>の利用が挙げられます。

現在、市立図書館に整備されているアクセシブルな書籍の数は、2,770 冊となっており、その内訳は以下のとおりです。

また、同様に、視覚障がい等をお持ちの方が利用できる主な機器についても記載します。

### ▼市立図書館に設置されているアクセシブルな書籍

種別	数量(冊)
点字図書	1,502
大活字本	127
LLブック <sup>3</sup>	10
児童点字	475
さわる絵本 <sup>4</sup>	22
デイジー図書 <sup>5</sup>	32
カセット図書	602
計	2,770

(令和6年〔2024年〕2月現在)

### ▼市立図書館に設置されている主な機器

デジタル録音機、CDコピー機、デイジー図書再生機器、音声パソコン、拡大機、自動読上機、点字プリンター、点字ラベラーなど

(令和6年〔2024年〕2月現在)

<sup>2</sup> アクセシブルな書籍：読書バリアフリー法第2条第2項に定められる『視覚障害者等が利用しやすい書籍』のこと。

<sup>3</sup> LLブック：多くの方が読書を楽しめるように、分かりやすい文章や写真で構成された本のこと。"LL"はスウェーデン語の Lättläst の略で、"やさしく読みやすい"という意味。

<sup>4</sup> さわる絵本：さまざまな素材を用い、立体的な構造などに触れることで、描かれたものを楽しむことができる本のこと。

<sup>5</sup> デイジー図書：「アクセシブルな情報システム」。デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information System の略で、従来のカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格です。

## 6 基本方針と施策の構成

市では、令和2年〔2020年〕に『三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例』を定め、共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

このことから、本計画では障がいの有無に関わらず、幸福を追求できる共生社会の実現に寄与することを目的に、基本方針を『障がいの有無に関わらず、全ての市民が充実した読書活動ができる環境整備』とします。

また、基本方針の実現を目指すにあたり、読書バリアフリー法に基づき、4つの基本的施策を定めました。

(基本方針及び基本的施策)

### 基本方針

障がいの有無に関わらず、全ての市民が充実した読書活動ができる環境整備

### 基本的施策

#### 1 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備

・読書バリアフリー法 第9条関係

#### 2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

・読書バリアフリー法 第10条関係

#### 3 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援

・読書バリアフリー法 第14条、第15条関係

#### 4 人材の育成

・読書バリアフリー法 第17条関係

## 7 基本的施策の概要

それぞれの基本的施策の概要を記載します。

### 7-1 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備

市立図書館を中心的な役割を持つ施設として位置づけ、アクセシブルな書籍等の収集を進めるとともに、障がいの有無に関わらず快適に利用できる読書環境の整備を目指します。

利用者のニーズに応じた必要な機器の整備、他自治体の図書館等と連携して、アクセシブルな書籍の相互貸借などのサービス提供に努めます。

また、館内表示には、ピクトグラムを用いるなど、利用しやすい施設運営に努めます。

### 7-2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

国立国会図書館やサピエ図書館<sup>6</sup>などの周知により、資料の相互貸借の推進、活用が推進されるように、情報の提供を行います。

### 7-3 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援

アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の入手や使い方などについて、必要な支援を行います。

また、関係機関と連携し、多様な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器などの情報の提供に努めます。

### 7-4 人材の育成

市立図書館スタッフなどが専門的な知識を身に付け、問い合わせに対応できる体制を構築します。

また、地域の皆さんに組みの必要性を利用していただけるように、情報の提供を行います。

---

<sup>6</sup> サピエ図書館：視覚による表現の認識に障がいのある人に対して点字、デイジーデータ等を提供するネットワーク。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。



## 8 推進体制と取組内容

本計画の推進体制や取組内容について記載します。

### 8-1 推進体制

市立図書館を中心に、市の福祉部門及び関係部署と必要な情報を交換しながら、基本方針の実現のため、各種施策を推進します。

また、市内各小中学校に設置されている学校図書館(図書室)や、ご協力いただいている関係機関や団体からの意見を取り入れながら、快適な読書環境の整備を目指します。

### 8-2 計画の周知

施策の効果を向上させるため、必要な情報を広報紙及び市ウェブサイト、図書館ウェブサイトなどで発信します。

### 8-3 取組内容

基本的施策について、計画期間の取り組みを評価するため、次の項目を定めます。

基本的施策	取組内容
1 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備	市立図書館におけるアクセシブルな書籍(電子書籍等)を整備します。 利用者ニーズに応じ、読書支援に係る機器及び環境を整備します。
2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	国立国会図書館、サピエ図書館などを利用するための情報を提供できる体制を構築します。
3 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援	機器の入手などについて情報を提供できる体制を構築します。
4 人材の育成	市立図書館では、専門的な知識を有するスタッフの育成を目指します。

## 参考：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

### 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であつて、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

##### (基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚

障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするた

め、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者

が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。  
(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。  
(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。  
(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。  
(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

令和6年4月

三沢市教育委員会事務局生涯学習課

<https://www.city.misawa.lg.jp>